

やま と たか が だ



2018

2

No.993



わ～、久しぶり～ (1月7日撮影：成人祝賀式)

INDEX

平成30年度 個人住民税の申告受付と申告相談 ①～③ 平成30年度 水道事業水質検査計画 ④～⑦ 高齢者叙勲 ⑧
パブリックコメント募集 ⑨ まちの話題 ⑩ いま、市立病院では ⑪ 人権シリーズ ⑫ 人権教育地区別懇談会 ⑬
消費生活センターから ⑭ BOOKサロン ⑮

平成30年度

個人住民税の

申告受付と

申告相談



■受付期間

2月16日(金)～3月15日(木)

※土・日・祝日は閉庁

■受付時間

午前9時～正午、
午後1時～4時

■受付場所

市役所3階 東会議室

申告期間中は、混雑が予想されます。申告書には、自分で住所・名前・扶養親族の欄などを事前に書いてからきてください。

平成30年度からの改正点

■給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)
平成26年度税制改正で、給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限が適用される給与収入1、500万円(控除額245万円)を、平成28年分は1、200万円(控除額230万円)に、平成29年分以後は1、000万円(控除額220万円)に引き下げることとされました。

■セルフメディケーション推進のための「スイッチOTC薬控除」(医療費控除の特例)の創設
平成28年度税制改正で、適切な健康管理のもとで医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防として、一定の取組を行っている個人が、平成29年1月1日から本人や本人と生計を一にする親族に係る「スイッチOTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品)」の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合には、1万2千円を超える額(控除限度額8万8千円)を所得控除できる特例が創設されました(従来の医療費控

除との選択適用となります)。
■医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の申告
時における「明細書」の添付義務化
平成29年度税制改正で、医療費控除・医療費控除の特例セルフメディケーション税制)のいずれかの適用を受ける人は、領収書の代わりに「明細書」を、申告書提出のときに添付しなければならないとされました。記入内容確認のため、領収書の提示または提出を求める場合がありますので、申告期限などから5年間、自宅などで保管してください。
なお、医療保険者が発行する「医療費通知」を添付すると、明細書の記入が省略できます。ただし、「医療費通知」をもちいた場合は、①被保険者の氏名②療養を受けた年月③療養を受けた者④療養を受けた病院、診療所、薬局などの名称⑤被保険者などが支払った医療費の額⑥保険者の名称が記載された通知書が必要です。
※平成32年度の申告までは、これまでと同様、領収書の添付または提示で申告する方法もあります。

除との選択適用となります)。

■所得税・住民税における上場株式等の特定配当等所得および特定株式等譲渡所得の申告・課税方式の選択可
平成29年度税制改正で、株式などの特定配当等所得および、特定株式等譲渡所得などについて「所得税」と「個人住民税」で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。「所得税」と異なる課税方式を選択する場合、納税通知書送達日までに市税申告書を提出してください。
※税制改正など、詳しくは市役所税務課へ問い合わせてください。

■所得税・住民税における上場株式等の特定配当等所得および特定株式等譲渡所得の申告・課税方式の選択可
平成29年度税制改正で、株式などの特定配当等所得および、特定株式等譲渡所得などについて「所得税」と「個人住民税」で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。「所得税」と異なる課税方式を選択する場合、納税通知書送達日までに市税申告書を提出してください。
※税制改正など、詳しくは市役所税務課へ問い合わせてください。

■所得税・住民税における上場株式等の特定配当等所得および特定株式等譲渡所得の申告・課税方式の選択可
平成29年度税制改正で、株式などの特定配当等所得および、特定株式等譲渡所得などについて「所得税」と「個人住民税」で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。「所得税」と異なる課税方式を選択する場合、納税通知書送達日までに市税申告書を提出してください。
※税制改正など、詳しくは市役所税務課へ問い合わせてください。

■所得税・住民税における上場株式等の特定配当等所得および特定株式等譲渡所得の申告・課税方式の選択可
平成29年度税制改正で、株式などの特定配当等所得および、特定株式等譲渡所得などについて「所得税」と「個人住民税」で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。「所得税」と異なる課税方式を選択する場合、納税通知書送達日までに市税申告書を提出してください。
※税制改正など、詳しくは市役所税務課へ問い合わせてください。

個人住民税(市民税・県民税)の申告をしなければならない人

- ①平成30年1月1日現在、市内に住所があり、昨年1年間(平成29年1月1日～12月31日)に収入(所得)があった人で、税務署へ確定申告をしなくてもよい人
- ②給与所得者で、次のいずれかに該当する人
 - ・勤務先などから、給与支払報告書(受給者交付用の名称は源泉徴収票)を、市役所税務課に提出していない人
 - ・給与所得以外の所得金額が20万円以下で、確定申告の必要がない人

◎公的年金などの収入金額が400万円以下の人へ

平成23年分から、公的年金などの収入金額が400万円以下(※)で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要となりました。ただし、所得税が源泉徴収されている人のうち、確定申告をすることにより所得税が還付される人については、所得税の確定申告書を提出することができません。また、確定申告の必要がない場合でも、各種保険料、生命保険料、医療費、障がい者などの控除を受ける場合や、公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合には、市民税・県民税の申告が必要です。

※複数の公的年金などを受給している人は、その収入金額の合計額

◎前年中の収入がなかった人へ

申告書の提出義務はありませんが、申告書の提出がないことで、児童手当・国民年金の免除申請・就学援助・公営住宅などの各種申請ができない、市民税・県民税諸証明の交付を受けることができないなど、支障をきたすことがあります。各種申請に必要な場合は、前年中の収入がなかった人でも、申告書を提出してください。

◎期限内に申告をしないと、こんな時に困ります

申告は、市・県民税の税額を算出する基礎となり、行政サービスを受けるために必要な所得証明書・課税(非課税)証明書を交付するときの重要な資料になります。期限内に申告書の提出がない場合、所得証明書・課税(非課税)証明書の即日交付ができない場合があります。

個人住民税の申告をしなくてもよい人

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出した人
 - ② 収入が給与のみの人で、その支払者から大和高田市へ給与支払報告書が提出され、控除内容などに変更のない人
 - ③ 収入が公的年金のみの人で、その支払者から大和高田市へ公的年金等支払報告書が提出され、控除内容などに変更のない人
 - ④ 前年中の合計所得金額が、住民税均等割非課税基準以下の人
 - ⑤ 控除対象の配偶者、または親・子どもの扶養親族
- ※ただし、上場株式等の特定の所得において「所得税」と異なる課税方式を選択する場合は、確定申告書の提出とは別に、個人住民税の申告書の

提出が必要です。

申告に必要な書類

- ・ 申告書
- ・ 印鑑(認印)
- ・ 前年中の収入を明らかにするもの(給与所得者は、源泉徴収票・給与明細など)
- ・ 営業などの事業所得者・不動産所得者は、収入と経費がわかる帳簿など
- ※所得税の確定申告が必要な人は、税務署で申告をしてください。
- ・ 生命保険(一般分、個人年金保険、介護医療保険)、地震保険、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険の保険料払込証明書(平成29年中支払分)
- ・ 国民健康保険税、国民年金保険料などの領収書、または納付金額のわかるもの(平成29年中支払分)
- ※国民年金保険料については、日本年金機構から発行された証明書
- ・ 医療費控除を受ける人は、医療費の明細書など(平成29年中支払分)
- ※明細書の作成は、事前に済ませてください。詳しくは、前ページの税の改正点を見てください。
- ・ 障害者控除を受けようとする人は、障がい程度がわかるもの(障害者手帳など)

・ 介護保険法の要介護認定者が障害者控除の適用を受ける場合、「障害者控除対象者認定書」の添付が必要です。

※認定書は、介護保険課(内線572)で交付しています。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

- 平成29年分の個人住民税の申告書、および所得税の確定申告書には、「個人番号」を書いて提出してください。
- 「個人番号」を記載した申告書などを提出するときは、申告者本人の本人確認書類の提示、または写しの添付が必要となります。
- 《本人確認を行うときに使用する書類の例》
- 1 個人番号カード(番号確認と本人確認)
 - 2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(本人確認)
- ・ 個人番号カード：本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号などが記載されたカード。
- ・ 通知カード：本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカード。

申告における注意事項

① 所得税の確定申告を税務署に提出した人は、個人住民税の申告書を提出する必要はありません。

② 申告受付期間(2月16日(金)～3月15日(木))の申告受付会場は、市役所3階東会議室、申告受付期間以外は市役所2階税務課です。

※時間などに注意してください。

③ 申告書(個人住民税申告書に限る)は、郵送でも受付しています。ただし、押印もれ、記載内容に不明な点があるとき、添付資料に不備があるときは、当該申告書は受付できません。

◎ 郵送での申告をおすすめします

2月から3月にかけて、申告会場は大変混み合います。申告書を書いた人は、郵送での申告をおすすめします。申告書に住所・名前・フリガナ・生年月日・電話番号・必要事項など(所得や控除など)の記入もれがないことを確認し、押印のうえ、マイナンバー確認のための本人確認、および番号確認書類の写し、源泉徴収票・控除証明書などの必要書類を同封して郵送してください。

※郵送申告分については、記入した内容に関して電話で確認をすること

とがあります。

出張申告受付・相談などの日程

市役所税務課では、次の日程で、申告期間前の受付などを行います。

| とき | 受付会場 | 主な対象地区 |
|----------|--------------|------------------------------|
| 2月2日(金) | 西坊城公民館 | 西坊城、出、秋吉 |
| 2月7日(水) | 市立陵西公民館 | 野口、池田、市場 |
| 2月8日(木) | 築山公民館 | 築山、大谷 |
| 2月9日(金) | 根成柿公民館 | 根成柿、吉井、奥田 |
| 2月13日(火) | 市立土庫公民館 | 松塚、東雲町、土庫 土庫1・2・3丁目 |
| 2月14日(水) | 池尻公民館 | 池尻、藤森 |
| 2月15日(木) | 葛城コミュニティセンター | 曾大根、曾大根1・2丁目 南陽町、甘田町、蔵之宮町 |

※公民館などでの出張申告受付・相談時間は、午前10時～午後3時までです。

※市民税・県民税申告書は、「申告書の手引き」を参照して、自分で作成してください。

また、混雑が予想されますので、住所・名前・生年月日・扶養親族の欄は、事前に書いておいてください。

〔税務課 市民税係 内線269〕

葛城税務署からのお知らせ

所得税・復興特別所得税・消費税・地方消費税の確定申告

◎ 平成29年分の申告書作成会場の設置期間

2月16日(金)～3月15日(木)まで(土日を除く)。

※2月15日(木)以前は、開設していません。

※申告相談の受付は午後4時まで行っていますが、混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

※なるべく電車・バスなどの公共の交通機関を利用してください。

◎ 国税庁ホームページの積極的な利用を

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライタを準備すれば、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。また、印刷して郵送などにより提出することもできます。

※住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、マイナンバーカードの交付を受けることで、e-Taxを利用できます。

◎ 申告納期限

| | 平成29年分の申告と納税 | 振替納付日 |
|-------------------|--------------|----------|
| 所得税および復興特別所得税・贈与税 | 3月15日(木)まで | 4月20日(金) |
| 消費税および地方消費税 | 4月2日(月)まで | 4月25日(水) |

※贈与税に振替納税制度はありません。

◎ 奈良税務署での申告

2月18日(日)・25日(日)に限り、奈良税務署(奈良市登大路町81奈良合同庁舎)で申告を受け付けます。

※この両日は、葛城税務署に会場はありません。

※駐車場はありません。公共の交通機関を利用してください。

※混雑状況により、午後4時以前に受付を終了する場合があります。

安心・安全な水道水をおとどけします

水道部門では、安心して飲める安全な水道水を、皆さんのもとへ安定供給するため、配水管の整備事業をはじめとした、施設の整備・改修事業を順次すすめています。また、水質検査計画に基づいた水質検査と施設の管理を適正に行っています。

私たちの暮らしを支えている水道水について、「平成28年度上水道事業の概要」と「水質検査」を、お知らせします。

上水道事業の概要

平成28年度の配水状況は、総配水量は703万7,132m³で、前年度と比べて4万6,996m³、率にして0.7%減少しています。給水人口は6万6,400人で、前年度に比べて732人減少しました。給水戸数については3万715戸となり、前年度と比べ9戸減少しました。

水道水を安定して届けるため、配水管整備事業として、配水管布設工事（南本町地内外2か所）や配水管布設替工事（根成柿地内外17か所）を実施し、下水道関連工事として、給配水管移設工事（築山地内外16か所）などを行いました。

財政状況は、平成28年度2億4,972万5,294円の純利益が生じ、前年度繰越利益剰余金54万9,558円、そ

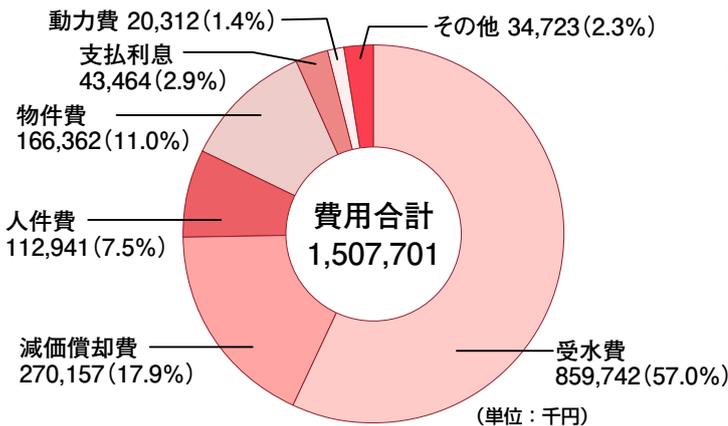
の他未処分利益剰余金変動額1億3,625万4,752円と合わせ、当年度未処分利益剰余金は、3億8,652万9,604円となり、翌年度へ繰越しました。

今後の財政状況は、総配水量の減少傾向が続く、人口減少などにより、料金収入の減少や老朽化した設備更新による費用の増加などが予想され、予算を許さない状況です。

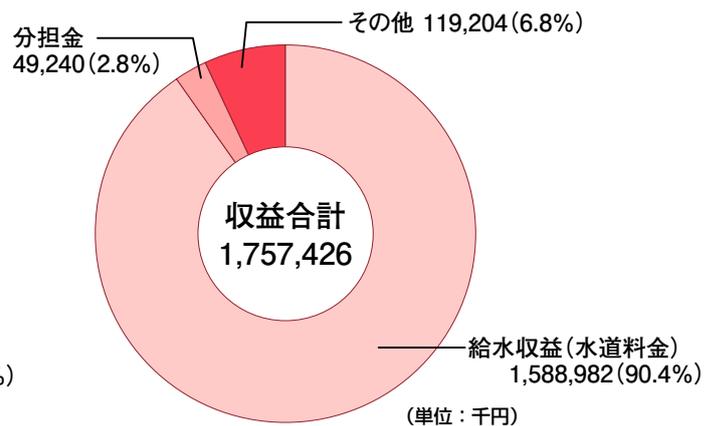
今後も、さらに効率的な運営により、経費の削減に努め、財政基盤の安定化を図りながら、将来に効率よく継承できるように、老朽施設の更新事業を行っていきます。また、災害時に備え、ライフラインを確保するための諸事業を推進し、常に安全で安心して飲める水道水の安定供給を図り、住民福祉の向上に資するよう努力します。

決算収支状況 上水道事業 (税抜)

【水道事業費用内訳】



【水道事業収益内訳】



水道施設の整備

維持管理整備事業

- ① 管路対策：水管橋の点検
老朽管更新事業計画(28年度末決算)
- 配水管延長…… 218,455m
 - 老朽管残延長… 11,921m
 - 老朽管割合…… 5.4%
- ② 施設対策：配水場老朽施設の更新

業務量 (平成29年3月31日現在)

給水人口 …………… 66,400 人
給水戸数 …………… 30,715 戸
年間総配水量 …… 7,037,132m³
1日最大配水量 …… 21,670m³
1人1日平均配水量… 290ℓ

決算収支状況 工事関係 (税込)

| | | |
|-------|----------|----------------------|
| 資本的収入 | 326,804 | 移設工事負担金収入、企業借入金など |
| 資本的支出 | 777,195 | 水道施設の拡張、改良工事、企業償還金など |
| 差引 | △450,391 | 資本的収支不足額 |

(単位：千円)

平成30年度

大和高田市水道事業水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、市民の皆さんに「安心」「安全」な水の供給をするため不可欠であり、水道水の水質管理において中核となるものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目を定めたものです。

上下水道部では、水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、これまで行ってきた検査結果の公表と併せて、水道水が水質基準に適合し、安全であることをさらに理解してもらえよう、公表します。

1 基本方針

清浄な水を供給するため、施設の管理を適正に行い、水道法を遵守することを基本に、適正な水質項目の選定・検査頻度・採水地点の選定を行い、適切な判断により需用者が安心、信頼して利用できる水道をめざします。

2 水道事業の概要

- (1) 水源は、奈良県菅水道より100%受水
- (2) 配水場は、市内3か所

1日配水施設能力

- 大東配水場…10,000m³
- 天満配水場…13,000m³
- 陵西配水場…15,000m³



3 水道水の状況

(1) 水道水は、奈良県水道局御所浄水場から受水しています。御所浄水場の水質については、奈良県水道局ホームページの水質検査結果をご覧ください。

(2) 水道水は、これまでの検査結果より、水質基準を十分満足していることから、安全で良質な水です。

4 水質検査項目、検査頻度

水質基準が適用される水質検査項目と検査頻度

① 水質検査項目

法令に基づく水質基準項目(別表1)〈51項目〉および毎日検査項目(別表3)の水質検査を行います。

② 検査頻度

(ア) 法令に基づく水質基準項目(別表1)の項目 No.1、2、38、46、51の検査は、毎月1回行います。

(イ) 法令に基づく水質基準項目(別表1)のうち、前記の項目(ア)と省略不可項目No.9、21、31、42、43以外の項目については、年4回以上行うこととされていますが、過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下の場合には3年に1回、10分の1超過5分の1以下の場合には年に1回まで、検査頻度を緩和して行います。

(ウ) 法令に基づく毎日検査項目(別表3)の色・濁り・消毒の残留効果(残留塩素)の検査は、1日1回行います。

◎ 水質管理目標設定項目

水質基準には該当しないものの、より質の高い水道水をめざすため、水質管理上留意すべき項目です。水質管理目標設定項目(別表2)〈3項目〉の水質検査を行います。

③ 水質管理上優先すべき対象項目などの留意すべき事項

| 水質管理上留意すべき項目 | 留意すべき事項 |
|--------------|--------------|
| 残留塩素 | 配水過程で減少 |
| 濁度・色度 | 管路内などで配水過程上昇 |
| pH | 配管内などで配水過程上昇 |

5 水質検査の方法

- (1) 上下水道部で自己検査を行う項目
- ・ 毎日検査(水道法の規定による毎日検査項目)
- (2) 奈良広域水質検査センター(組合)事務組合に委託する検査
- ・ 水質基準項目(検査区分…毎月検査項目検査)
- ・ 水質管理目標設定項目

6 臨時検査

水道水が、次のような水質変化があり、水質基準に適合しない恐れがあるときは、必要に応じて臨時の水質検査を行います。

- (1) 定期検査により水質異常が判明した場合

(2) 水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき

(3) 原因不明の色および濁りなど、水質が著しく悪化したとき

(4) 給水区域およびその周辺において、消化器系伝染病が流行しているとき

臨時の水質検査は、速やかに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

7 水質検査計画・検査結果の公表

水質検査計画および水質検査の結果は、次の方法で公表します。

- (1) 広報誌「やまとたかだ」
- (2) 市ホームページ

8 水質検査計画の評価

水質基準は、水道により供給されるすべての水が満たされなければならぬ要件です。

本市では、水質検査結果が水質基準に適合していることを確認することはもちろんのこと、得られた結果と蓄積したデータの比較評価などを行い、水質管理に活用します。

9 水質検査計画の見直し

水質検査計画の見直しは、検査結果の状況に基づいて行います。

10 水質検査の精度と信頼性の確保

水質検査における測定値の信頼性の確保のため、妥当性評価ガイドラインに基づき、妥当性の確認をした検査機関で行います。

平成30年度 大和高田市水道事業水質検査計画

水質基準項目(別表1)

| 区分 | 項目No. | 水質基準項目 | 基準値 | 過去3年間の最高値 | 検査頻度 | | | | | |
|----------|-------------------|------------------------------------|--------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | 大東配水場系 | 天満配水場系 | 陵西配水場系 | | | |
| | | | | | 給水栓 | 給水栓 | 給水栓 | | | |
| 健康に関する項目 | 1 | 一般細菌 | 100個/mL | 0 | 月1回 | 月1回 | 月1回 | | | |
| | 2 | 大腸菌 | 不検出 | 検出せず | 28年度実施 | 29年度実施 | 30年度予定 | | | |
| | 3 | カドミウム及びその化合物 | 0.003mg/L以下 | 0.0003未満 | | | | | | |
| | 4 | 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | 0.00005未満 | | | | | | |
| | 5 | セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | | | | | | |
| | 6 | 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | | | | | | |
| | 7 | ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | | | | | | |
| | 8 | 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | 0.005未満 | | | | | | |
| | 9 | 亜硝酸態窒素 | 0.04mg/L以下 | 0.004未満 | | | | | | |
| | 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | | | | 年4回 | 年4回 | 年4回 |
| | 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | 0.37 | | | | 28年度実施 | 29年度実施 | 30年度予定 |
| | 12 | フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | 0.06 | | | | | | |
| | 13 | ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 0.02 | | | | | | |
| | 14 | 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | 0.0002未満 | | | | | | |
| | 15 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | 0.005未満 | | | | | | |
| | 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | 0.002未満 | | | | | | |
| | 17 | ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | 0.001未満 | | | | | | |
| | 18 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | | | | | | |
| | 19 | トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | | | | | | |
| | 20 | ベンゼン | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | 年4回 | 年4回 | 年4回 | | | |
| | 21 | 塩素酸 | 0.6mg/L以下 | 0.06未満 | | | | | | |
| | 22 | クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | 0.002未満 | | | | | | |
| | 23 | クロロホルム | 0.06mg/L以下 | 0.015 | | | | | | |
| | 24 | ジクロロ酢酸 | 0.03mg/L以下 | 0.009 | | | | | | |
| | 25 | ジブromクロメタン | 0.1mg/L以下 | 0.001 | | | | | | |
| | 26 | 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | 0.001未満 | | | | | | |
| | 27 | 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | 0.021 | | | | | | |
| | 28 | トリクロロ酢酸 | 0.03mg/L以下 | 0.008 | | | | | | |
| | 29 | ブromジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | 0.005 | | | | | | |
| | 30 | ブromホルム | 0.09mg/L以下 | 0.001 | | | | | | |
| | 31 | ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | 0.01 | 28年度実施 | 29年度実施 | 30年度予定 | | | |
| 32 | 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 0.005未満 | | | | | | | |
| 33 | アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | 0.04 | 年1回 | 年1回 | 年1回 | | | | |
| 34 | 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | 0.005未満 | 28年度実施 | 29年度実施 | 30年度予定 | | | | |
| 35 | 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 0.005未満 | | | | | | | |
| 36 | ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | 7.1 | | | | | | | |
| 37 | マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | 0.001未満 | 月1回 | 月1回 | 月1回 | | | | |
| 38 | 塩化物イオン | 200mg/L以下 | 7.6 | | | | | | | |
| 39 | カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | 40 | 年1回 | 年1回 | 年1回 | | | | |
| 40 | 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | 101 | 28年度実施 | 29年度実施 | 30年度予定 | | | | |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | 0.02未満 | | | | | | | |
| 42 | ジェオスミン | 0.00001mg/L以下 | 0.000001 | 年4回 | 年4回 | 年4回 | | | | |
| 43 | 2-メチルイソボネオール | 0.00001mg/L以下 | 0.000001 | 28年度実施 | 29年度実施 | 30年度予定 | | | | |
| 44 | 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | 0.005未満 | | | | | | | |
| 45 | フェノール類 | 0.005mg/L以下 | 0.0005未満 | | | | | | | |
| 46 | 有機物(全有機炭素TOCの量) | 3mg/L以下 | 0.6 | 月1回 | 月1回 | 月1回 | | | | |
| 47 | pH値 | 5.8~8.6 | 7.7 | | | | | | | |
| 48 | 味 | 異常なし | 異常なし | | | | | | | |
| 49 | 臭気 | 異常なし | 異常なし | | | | | | | |
| 50 | 色度 | 5度以下 | 1未満 | | | | | | | |
| 51 | 濁度 | 2度以下 | 0.1未満 | | | | | | | |

省略不可項目
 過去の検査結果から3年に1回
 過去の検査結果から1年に1回
 過去の検査結果から1年に4回

水質管理目標設定項目(別表2)

| 項目No. | 水質基準項目 | 目標値 | 検査頻度 | | |
|-------|--------------------------|------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | 大東配水場系 給水栓 | 天満配水場系 給水栓 | 陵西配水場系 給水栓 |
| 3 | ニッケル及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 28年度実施 | 29年度予定 | 30年度予定 |
| 14 | 抱水クロラール | 0.03mg/L以下 | | | |
| 22 | 有機物質(KMnO ₄) | 3mg/L以下 | | | |

毎日検査項目(別表3)

| 項目No. | 水質基準項目 | 評価 | 検査頻度 | 検査方法 |
|-------|---------------|-----------|------|------|
| 1 | 色 | 異常なし | 毎日 | 自己 |
| 2 | 濁り | 異常なし | 毎日 | 自己 |
| 3 | 消毒の残留効果(残留塩素) | 0.1mg/L以上 | 毎日 | 自己 |

安心して水道水を使うために

現在、鉛給水管は使用していませんが、平成元年以前に給水管を布設した家庭では、鉛給水管を使用している場合があります。そのような家庭では、長時間水道水を使用しない場合、例えば、朝一番や、旅行などで長時間留守にしたときの最初の水は、鉛がごくわずかに溶けだしていることがあります。

通常（流水）の使用状態では問題ありませんが、出し始めの水は、念のためにバケツ一杯ぐらいを、飲み水以外に使用してください。

貯水槽水道の利用者の皆さんへ

◎自分でできる「水質チェック」

- ① 無色透明なガラス製のコップに水を入れ、色、濁り、臭い、味の4項目をチェックしましょう。
- ② 色がついている 水槽の汚れや、給水管の腐食などが考えられます。
- ③ 濁っている 水槽が汚れている可能性があります。
- ④ 臭いがする 水槽の汚れや、汚染物資の混りです。

入などが考えられます。

④ 変な味がする 水槽の汚染や、給水管の腐食などの可能性があります。

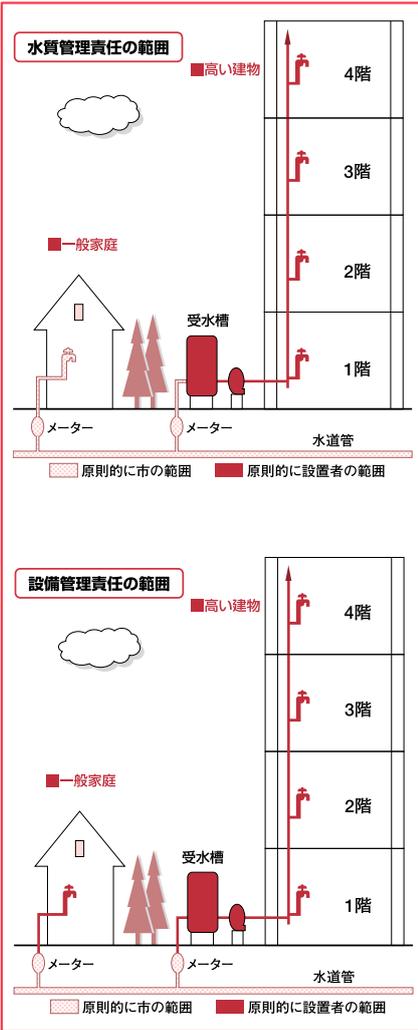
①～④に該当するものがあれば、すぐに貯水槽の設置者（管理者）に連絡し、適切な対応を依頼してください。

貯水槽設置者の皆さんへ

- ・貯水槽は、所有者が管理するものです
- ・安心して飲める水道水は、適正な管理が必要ですよ

有効容量が10m³を超える受水槽は、水道法で、設置者に対して適正な管理や検査が義務づけられています。また、有効容量が10m³以下の小規模な受水槽についても、設置者に対して適正な管理と検査が求められています。

設置者や管理責任者は、日ごろの管理と、1年以内ごとに1回、定期的に清掃・水質検査・設備点検を行い、水槽をいつも清潔にしましょう。



〔上下水道部水道部門〕 ☎52・13365

「入札参加資格申請」の受付

水道資材納入業者

市内・市外業者の追加受付です。

▽受付期間 2月1日(木)～28日(水)（土・日・祝日を除く）

午前9時～正午、午後1時～4時

▽提出書類 市ホームページに掲載しています。

「事業者の方へ」→「入札参加資格審査申請」→「物品購入、建物管理等」

▽提出方法 申請書などを水道総務課へ持参

※郵送による受付は、できません。

▽指名願有効期間

●市内業者 平成30・31年度

●市外業者 平成30・31年度

▽納入資材 量水器、水道専用補修材料、その他水道専用資材

〔水道総務課〕 ☎52・13367

市立病院給食用物資納入業者

▽受付期間 2月1日(木)～28日(水)（土・日・祝日を除く）

午前9時～午後4時30分

▽提出方法 申請書などを市立病院栄養管理科へ持参

※申請書などは、市立病院栄養管理科にあります。

※郵送による受付は、できません。

▽登録有効年度 平成30年度

▽納入物資 青果物、冷凍食品、加工水産物、塩干物、缶詰類、嗜好物、調味料、食用油、穀類、鶏卵、肉類

〔市立病院栄養管理科〕 ☎53・2901（内線6613）

高齢者叙勲

瑞宝単光章

(消防功労)

平成29年度高齢者叙勲において、永年にわたり尽力された功労により、受章されました。

中村 只夫さん

誠におめでとうございます。



中学生3名を表彰

「税についての作文」

平成29年12月5日、中学生の「税についての作文」表彰式が檀原市内のホテルで行われ、市内3中学校から次の3名の生徒が表彰されました。



○葛城納税貯蓄組合連合会会長賞

高田中学校3年生 植野愛美さん 『ふるさと』を助ける

○奈良県租税教育推進連絡協議会会長賞

片塩中学校3年生 木田阿佑さん 「税について」

○大和高田市市長賞

高田西中学校3年生 杉村豪駿さん 「税について」

「税についての作文」は、将来を担う中学生が、税に関するテーマに作文を書きます。税に関心を持ち、また、正しく理解してもらうため、毎年開催されています。

〔税務課 内線255〕

市愛唱歌を

活用しよう

広報誌「やまとたかだ」1月号で紹介した、大和高田市愛唱歌「私の生きるまち」のCDを、次の要領で配布します。店舗・施設内・自治会サークル活動でのBGMとして、また、みんなで歌うなど活用してください。

▽配布する対象

- ①店舗・事務所・作業場・施設内など、市内の事業所
- ②自治会やサークルなど、市内で活動する団体

▽CDの内容

大和高田市愛唱歌「私の生きるまち」男性が歌っているバージョン、女性が歌っているバージョン、それぞれのカラオケバージョンの全4曲収録：1曲2分55秒

▽CDの入手方法

次の配布場所の窓口にある「愛唱歌使用申込書」に、必要事項を記入してください。楽譜が必要な場合は、窓口で申し出てください。

※申込書、楽譜ともに、市ホームページからダウンロードすることができます。

▽CDの配布場所

2月6日(火)午前9時から、市役所3階企画広報課、中央公民館、図書館、市民交流センター、さざんかホールで配布します。なお、配布枚数には限りがあります。

※各施設の休館日に注意してください。

〔企画広報課 内線272〕



あなたの意見が市政をつくる

パブリックコメント募集

パブリックコメントとは、基本的な政策を定める計画や条例などを策定する前に、市民などから広く意見を求め、その意見を考慮して意思決定する制度です。以下2つの計画について意見を募集します。

◎共通事項

▽意見を提出できる人

- ① 市内に住所がある人
- ② 市内に通勤・通学している人
- ③ 市内に事務所や事業所がある人または団体
- ④ パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係がある人

▽意見書の提出方法

直接提出、郵送、ファックス、電子メール
※電話での意見は受け付けません。

▽意見書の様式

各公表場所にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

▽意見及び市の考え方の公表

提出された意見と、これに対する市の考え方を公表します。類似の意見については、集約することがあります。

なお、提出された意見以外(個人情報にあたる部分)は公表しません。また、個別の回答はしません。

大和高田市新庁舎

建設基本計画(案)

新庁舎建設基本計画とは、新庁舎の基本理念や方針などを定めた基本構想を受けて、それらを実現するための具体的な導入機能や取組方を明確にし、施設整備の在り方として建設地の敷地条件に基づく施設計画を示し、今後の設計・建設へとつなげるためのものです。

次のとおり基本計画(案)を公表し、市民の皆さんを中心に広く意見を募集します。多くの意見を待っています。

▽公表する基本計画(案)

大和高田市新庁舎建設基本計画(案)

▽公表と意見の募集期間

2月5日(月)～26日(月)の午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く。郵送の場合は、必着)

▽公表場所

市役所本庁舎1階ロビー、中央公民館玄関ホール、市立図書館玄関ホール、市立病院1階西玄関イートインコーナー、さざんかホール1階インフォメーションカウンター、市民交流

センター2階交流ロビー、市ホームページ

▽意見書の提出方法

所定の意見書に住所、氏名などの必要事項と意見を書いて、次の方法で提出してください。

(1) 直接提出 大和高田市役所 庁舎

建設準備室(本庁舎2階)

(2) 郵送 〒635・8511 大和高

田市大字大中100番地1 大和

高田市役所 庁舎建設準備室あて

(3) FAX ☎52・2801

(4) 電子メール

chousha@city.yamatotakada.nara.jp

※詳しくは、市役所庁舎建設準備室へ問い合わせるか、市ホームページを見てください。

〔庁舎建設準備室 内線296〕

大和高田市第5期

障害福祉計画等(素案)

この計画は、障がい者の日常生活と社会生活を総合的に支援するための法律および、児童福祉法の規定に基づき、障害福祉サービス・障害児通所支援などを提供するための体制の確保と円滑な実施が図られるよう、平成30年度から32年度までの3か年の障害福祉サービスの見込み量などを示すことを目的

としています。

次のとおり計画(素案)を公表し、広く市民などの皆さんの意見を募集します。

▽公表する計画(素案)

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画

▽公表と意見の募集期間

2月9日(金)～28日(水) 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く。郵送の場合は、必着)

▽公表場所

市社会福祉課、市社会福祉協議会、市ホームページ

▽意見書の提出方法

所定の意見書に住所、氏名などの必要事項と意見を書いて、次の方法で提出してください。

(1) 直接提出 大和高田市役所 社会福祉課

(2) 郵送 〒635・8511 大和高

田市大字大中100番地1 大和

高田市役所 社会福祉課あて

(3) FAX ☎43・8468

(4) 電子メール syakafukusi@city.yamatotakada.nara.jp

※詳しくは、市役所社会福祉課へ問い合わせるか、市ホームページを見てください。

〔社会福祉課 内線551〕

日豪の友好はいつまでも パウロ・グリーン神父来高

平成29年12月22日、リズモー市との姉妹都市締結に尽力されたパウロ・グリーン神父が市役所を訪れ、松田副市長、大和高田・リズモー都市友好協会 協本会長、村島顧問と対談しました。

姉妹都市締結時の写真を見ながら、両市の交流の歩みを振り返り、「学生の相互派遣制度が長く続いていることは、とても意義があることです」と話しました。

〔企画広報課 内線271〕



福祉に役立てて

「歳末たすけあい募金」寄付

平成29年12月25日、ボーイスカウトとガールスカウトの子どもたちが大和高田スカウト運動育成協会の佐々木順久事務長といっしょに市役所を訪問し、大和高田市に募金を寄付しました。

歳末たすけあい募金は、例年行われていたものです。平成29年は福祉に役立ててもらうために、市内の駅や商業施設で、4日間に行いました。集められた募金121,000円は、市を代表して吉田市長が受け取り、「有効に活用させていただきます」と話しました。

〔青少年課 ☎23・1322〕



土地売却のお知らせ

下記物件を、一般競争入札により売却します。

現状有姿での売却とします。

▽申込期間

2月15日(木)～
4月13日(金)

※土・日・祝日は受付しません

▽受付時間

午前9時～午後5時

▽受付場所

大和高田市役所

2階財産管理課

※申込者の資格・条件など詳しくは、

市ホームページで確認してください。

●市有地

| 所在地 | 地積(m ²) | 地目 | 用途地域 | 最低売却価格(円) |
|---------------|---------------------|----|----------------------------------|-----------|
| 大和高田市大字出325番4 | 304.80 | 宅地 | 市街化調整区域 都市計画法第34条第11号 指定区域 | 6,336,000 |

〔財産管理課 内線216〕

大和川水質改善強化月間

雨量が少なく、水質の悪化する2月を「水質改善強化月間」としています。

大和川の汚れの原因は、家庭から出る「生活排水」であることから、流域に住む皆さんに生活排水を減らす取り組みを呼びかけています。

よりきれいな大和川のため、水質改善に協力してください。

- ・食事は食べる分量だけ作り、残らないようにしましょう。
- ・食器やフライパンなどの汚れは、拭き取ってから洗いましょう。
- ・食べ残しや残りクズを、直接流さないようにしましょう。
- ・石けんやシャンプー、洗剤類は使いすぎないように気をつけましょう。
- ・浄化槽を設置している人は、定期的な点検し、1年に1回以上清掃を実施しましょう。

〔環境衛生課 内線282〕

消防法違反になっていませんか？

「建物に新たなテナントが入居する」、「テナントが入れ替わる」、「建物を増築する」などの予定がある場合は、新たに高額なスプリンクラー設備や自動火災報知設備など、消防用設備が必要になるかを消防署に相談し、消防用設備の設置や必要な届出をしてください。

なお、消防法に違反した場合は、平成30年4月1日から始まる公表制度により、建物名称、所在地、違反内容を消防本部ホームページなどへの掲載、また、使用停止命令や告発といった行政処分の対象となる場合がありますので、注意してください。

〔高田消防署 ☎25・0119〕



「第13回中和のがん撲滅を目指す会」ストップ・ザ・大腸がん」

「中和医療圏で、がんが原因で亡くなる人をなくそう」と、市立病院が医師会や保健センターと協力して開催してきた「中和のがん撲滅を目指す会」が、第13回目を迎えます。本年度から、薬剤師会も加わり、本会の広がり、より大きくなりました。

この会は、胃がん、大腸がん、肝臓がん、乳がん、肺がんなどの5大がんや遺伝性のがんなど、さまざまなテーマに取り組み、院内外の専門家を呼んで、皆さんにそれぞれのがんについて、正しい知識を持つてもらおうことにより、自分や家族をがんから守ることをめざしています。

今回のテーマは、大腸がんです。大腸がんは食生活の欧米化した日本では増加傾向に

あり、男女合わせて、がんの中で、死亡者数・罹患者数とも、2番目に多いがんです。現在では、さまざまながんが遺伝子に関連して発生すること

はよく知られています。がんの治療薬も、遺伝子に関わる「分子標的薬」が急速に増えています。その中で、大腸がんは、がんの原因となる遺伝子異常が早くから解明されているがんで、治療薬にも早くから多くの分子標的薬が用いられてきました。

以前では、根治が不可能と考えられた多発性肝転移の患者さんも、薬物治療や手術を組み合わせて、根治可能となるケースが増えています。

しかし、やはり予防にまさる治療はありません。第一次予防となる生活習慣の改善や第二次予防となる早期発見の重要性は、いつの時代も変わりありません。3月3日の会で、予防について勉強しま

しょう。

また最近では、単にがんを治すだけでなく、「治療による長期の副作用や身体障がい」をいかに軽減できるか、大きな問題です。さらに、若いがん患者さんの就労の問題、遺伝性のがんについての啓発、高騰するがんの治療費の捻出など、がん患者さんの抱える問題も多様化しています。

ぜひとも本会に参加し、大腸がんについて正しい知識を持つことにより、自分や家族を大腸がんから守りましょう。

● 2016年の死亡数が多い部位

| | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|
| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
| 男性 | 肺 | 胃 | 大腸 | 肝臓 | 膵臓 |
| 女性 | 大腸 | 肺 | 膵臓 | 胃 | 乳房 |
| 男女計 | 肺 | 大腸 | 胃 | 膵臓 | 肝臓 |

元データ：人口動態統計によるがん死亡データ

● 2013年の罹患数（全国推計値）が多い部位

| | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|-----|
| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
| 男性 | 胃 | 肺 | 大腸 | 前立腺 | 肝臓 |
| 女性 | 乳房 | 大腸 | 肺 | 子宮 | 前立腺 |
| 男女計 | 胃 | 大腸 | 肺 | 乳房 | 前立腺 |

元データ：地域がん登録全国推計によるがん罹患データ

大和高田市立病院院長

岡村隆仁

〔市立病院 053・2901〕

健やかな毎日を おくるために



天満診療所
医師 梅本典江

「乾燥肌と皮膚のかゆみ」

冬になると肌がかさつき、かゆくてかゆくてたまらないという人は多いと思います。ついポリポリとかいてしまい、肌が傷だらけになっていませんか。

かゆみの原因で最も多いのが、乾燥によるもの。もともと中高年になると肌の保湿性が低下し、乾燥肌になりやすいのですが、冬の寒風にさらされると皮膚の脂腺や汗腺の働きが低下し、皮膚のかさつきやかゆみ、あかぎれが生じやすくなります。かゆいからといって肌をかくと、表皮が荒れてちよつとした刺激にも過敏になり、さらにかゆくなるという悪循環を起してしまいます。

気を付けたのが入浴時。お湯の温度が高いと肌から皮脂がうばわれ、乾燥しやすくなります。ナイロンタオルなどに石鹸をつけてゴシゴシこすっていると、石鹸の成分が皮脂を奪うだけでなく、肌を荒らし炎症を起してしまいます。そのためにも、

(1)お湯の温度を高くしすぎない(40℃以下)

(2)ナイロンタオルなどで体をゴシゴシ洗わない

(3)石鹸はよく泡立て、肌をなでるように洗う

(4)入浴後はタオルを肌になで軽く押し当てるようにして拭く

(5)肌がしっとりしているうちに保湿クリームを塗る

以上の点に注意してみてください。

過度の暖房やコタツは皮膚を乾燥させてしまいます。特に電気毛布は長時間続けて使用しないように。加湿器を使用するなどして適度な湿度を保つようにしましょう。

天満診療所健康教室

▽とき 2月22日(木)

午後1時～2時

▽ところ 天満診療所

▽テーマ

「血尿・たんぱく尿・慢性腎臓病」

▽講師 梅本典江

(天満診療所医師)

〔天満診療所 052・5555〕

「だれもが暮らしやすい 社会の実現へむけて」



日本でも、障がいのある人がいない人と一緒に勉強したり、働いたり、さまざまな活動に参加するといった社会参加がずいぶん進んできました。しかし、まだ障がいの者の社会参加を妨げるたくさんの障壁（バリア）があり、本人やその家族、関係者が社会参加をあきらめざるを得ない場合も、まだまだ多いことが国などの調査でも分かっています。だれもが「差別はいけな

いこと」と思っていますが、残念ながらことに差別と思われる事象がたくさん起こっています。だからこそ、障がいのない人との平等な機会の保障と差別の禁止のために、「何が差別になる

のか」をきちんと判断できる「ものさし」として、差別から守るための法律が必要で、そんな中、たくさんの人たちの努力と願いが実り、2013（平成25）年6月19日に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が成立し、2016（平成28）年4月1日に施行されました。この法律は、

- ① 障がいを理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけない。
- ② 社会的障壁をとりのぞくための合理的な配慮をすること。
- ③ 国は差別や権利侵害を防止

するための啓発や知識を広めるための取組を行わなければならぬ。

ことを定めています。奈良県でも「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、すべての県民が、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる奈良県をめざしています。この条例の具体的な内容や事例などを、

わかりやすく整理したガイドラインも策定されました。県のホームページなどからも見ることができます。ぜひ活用して、障がいや障がいのある人に関する関心と理解を深めてください。そして「何が差別になるのか」についてもきちんと判断し、共に差別のない社会をめざしていきましょ。

「人権施策課 内線288」



いじめ 虐待 DV ハラスメント 差別...

みなで 人権の風を おこして、

あなたがい 社会を つくろう！

生活困窮者自立支援法 就労支援ネットワーク

おしえて、性困

今回はいつも自分を支えてくれている夫が突然病気になるに困っているの、助けをほしいと相談にきた女性Yさん（63歳）のお話です。Yさんは夫と2人で暮らしているのですが、数年前に自分自身が大病を患い、現在も通院中です。優しく頼りがいのある夫がいつも病院まで付き添ってくれたり、たまにドライブに連れていってくれることがYさんにとってなにより心の支えでした。

そんな夫が突然、病気になるってしまいました。入院治療をしても症状が改善せず、ほかの病院でも検査した結果、あまりよくない状態であると言われ、Yさんと夫は大変なショックを受けました。医療機関には、より精密な検査を受けることを勧められたのですが、お金の工面に悩んでいるYさんを感じ、夫は検査を受けないと言いました。でもYさんはいつも自分を支えてくれている夫にどうしても検査を受けてもらいたくて、涙ながらに相談にきました。

まずは子どもたちから援助を受けることができないかと聞いてみると、逆に子どもたちから援助を求められている状況とのことでした。次に社会福祉協議会に連絡し、貸付などの相談をしてみましたが、制度にあてはまりませんでした。取引先の金融機関で年金などを担保に融資を受けられる説明をし、一度相談に行かれてみてはどうかと話をすると、「ありがたう、早速相談に行ってみます」と不安な泣き顔から笑顔へと変わりました。現在はYさんがご主人を支える側になつています。人は支えられてきた立場から、支える立場にもなれるのです。大切なことは、互いに相手の思いを察すること、それを思いやる心なのだと、またひとつ教えられました。

自分自身、家族のこと、地域で気になる人や子どもなどは一度お話を聴かせてください。

「ここから始める。」

☎ 44・3111（直通）

和やかな語りから、豊かな学びへと

「子らの未来へ、いのち・人権」人権教育地区別懇談会

各校区人推協主催の地区別懇談会を、昨年10月から11月にかけて10会場で行われ、579名が参加しました。



がたいことだと考えます。また、開会閉会の総代さんたちのあいさつも、これまでの長年の学びが活かされたものだったという声も、たくさん聞きました。

自らを振り返る絶好の機会に

アンケートでは、こんな意見がありました。
○人権について、交流しながら学ぶやり方が、多くの人に支持され、参加者が増えている。
○今のやり方の地区懇であれば、大いに呼び掛けられると思った。
○「世界の中の日本」「子ども」「人権」を振り返るいい機会となった。
○差別をしている自分に気づく機会をありがとございます。

○出題された内容の奥深さ、歴史的事実などを、さらに学びあいたいと思った。
○アドバイザーのまとめが、次への展望を示してもらった。
○今回は、法律も制定されたこともあり、部落差別は解消されていないと再認識した。話し合いの時間をもっととって生活につなげたいと願う。

人権三法を日々の生活の中に

人権三法(障害者差別解消法、ヘイト

スピーチ対策法、部落差別解消法)について、今回の地区懇で触れました。しかし、もっと丁寧な説明がほしかったという前向きな意見もありました。まずは、みなさんに、周知することに全力をあげたいものです。そして、子どもたちの未来を考えると、これらの法律をどのようになら生活に活かせるのか学習・検討・方策が不可欠です。さらに、各法律に謳われている、調査・相談・啓発・教育あるいは、合理的配慮(今月の人権シリーズを見てください)などについても、さまざまな組織団体と連携をしながら、実効性を模索したいと考えます。

時間をもっととって

この数年、概ね好評をいただき「魅力ある地区懇」というねらいに、少し近づけたと考えます。また、子どもたちの参加もあり、学びの幅が広がったように思います。

一方、「地区懇の時間を1時間半から2時間にしてはどうか」「話し合いの時間をもっとしてほしい」などの意見もありました。事務局として検討するとともに、人権問題へのさらなる学び、啓発のあり方の工夫などを重ねたいと思います。また、校区事務局と進行役とアドバイザーの打ち合わせなど一層大事にしたいと考えます。

皆さんからの温かい言葉を共有し、人権尊重のまちづくりのための一層の前進を誓い合いたいと思います。

〔市人推協事務局 内線276〕

大和高田市
70年の歩み

保健センター開館平成3年

保健センターが、「健康で活力あるまちづくりの場」をテーマに西町に開館しました。健康相談・健康診査・予防接種に利用されているほか、休日診療所も併設しています。現在は、当時から行われている検診や予防接種に加えて、料理教室や乳幼児の子育て教室や相談業務、健康支援など、幅広くイベントを行い、市民の健康づくりの拠点として、利用されています。



〔企画広報課 内線273〕

今年度は、「世界がもし100人の村だったら」から、「子らの未来を」と題するクイズを元に、グループごとに語り合いました。○クイズや、三択クイズも織り交ぜ、グループ分けも工夫をしました。語らうの後、進行係からの謎解き、人権アドバイザーのまとめをしました。大勢の参加者の皆さんと、人権問題を真ん中にすえ、和やかに語り合うことができました。

この数年参加者数も、安定していま

す。また、年齢層も広く、うれしく、あり

消費生活センターから 改正特定商取引法の 施行

取り ④脂肪の減少 ⑤歯の漂白 について、1
か月を超え、かつ、5万円を超える契約はクーリ
ング・オフなどの規定が適用されます。

3. 電話勧誘販売における過量販売規制の 導入

電話勧誘販売でも健康食品を非常識な分量で売
りつける被害が多発しています。日常生活で、通
常必要とされる分量を超える契約を結んだ場合、
申し込みの撤回または契約の解除ができることに
なりました。

4. 通信販売での定期購入契約に関する表 示義務の追加・明確化

定期購入契約に関しては、通信販売の広告や
ネット通販申込み・確認画面上で定期購入である
こと、および支払代金の総額、契約期間などの表
示義務が追加されました。

1. 指定権利制度の見直し等

訪問販売、電話勧誘販売、通信販売で指定権利
(ゴルフ会員権、映画・演劇チケットなど)として
規定されていた権利が特定権利となり、「社債その
他の金銭債権、株式等の社員権」が追加されまし
た。また、二酸化炭素排出権取引など投資事業のよ
うなものについては「役務の提供」に該当するもの
とし、特商法の適用対象になりました。

2. 特定継続的役務提供に美容医療が追加

美容医療契約のうち、①脱毛 ②にきび・しみ・
そばかす・ほくろなどの除去 ③肌のしわ・たるみ

そのほか、事業者が契約に際し、消費者に借金
を勧めたり、預貯金をおろさせたりする行為は禁
止、契約取消権の行使期間を6月から1年に伸
長、通信販売のFAX広告の規制、SNSを利用
したアポイントメントセールスなどの規制が追加
されました。

特商法は消費者にとつ

て強い味方となる法律で
す。怪しいと思ったとき、
困ったときは、迷わず消
費生活センターに相談し
てください。



消費料金って
なんだろう?

相当多いね。市の消費生活センターでも昨年の10月ごろからまた急増しているよ。

知らなければ不安になりますものね...

でも、本当の訴訟の通知なら裁判所から直接くるし、「消費料金」なんて曖昧な名目でくることなんてないからね。

しかし、この話どこかで最近読んだような気が...

広報誌やまとたかだ1月号に詳しく載っていたでしょ!もう忘れたの!

忘れてました!ごめんなさい><

以前にも届いたのですが、また似たような架空請求みたいな「はがき」が届きました。

それって「(総合)消費料金に関する訴訟最終告知」とか書いてある「はがき」のこと?

そうですね。架空請求だろうとは思っていても、通信販売とか利用していると払い忘れがあるんじゃないかと不安になりますね。

そうだねー。実際、この「はがき」が届いている人の多くが過去に通信販売などを利用したことがあるみたいだよ。だから余計に不安になって、電話をしてしまう人が多いと思うよ。

そうなんですもの...全国的に多いとは聞いていますが、大和高田市内でも多いのですか?

●市消費生活センター ▷相談日時 月～金曜日 午前10時～午後4時 ▷ところ 市役所3階
▷予約先 内線314 ☎0745-44-3117

●県消費生活センター中南相談所 ▷相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時 (受付は午後4時30分まで)
▷ところ 市民交流センター「コスモスプラザ」3階 ▷予約先 ☎22-0931 ※ともに、祝日、昼休みを除く。要予約。

